

# 福島海区漁場計画

令和 5 年 5 月  
福島県農林水産部水産課

1 漁業権に関する事項

(1) 区画漁業権 ..... 2 ページから 7 ページ

(2) 共同漁業権 ..... 8 ページから 35 ページ

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

## 区画漁業権

1 公示番号	区第1号		
2 漁場の位置	相馬市尾浜地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第29号と各点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ4直線と、基点第35号と各点ヘ、ホ及び基点第30号を順次に結んだ3直線と、各点ヒ、ミ及びシを順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から①の区域を除いた区域</p> <p>基点第29号 北緯37度49分14.4秒、東経140度58分9.6秒          基点第30号 北緯37度49分1.6秒、東経140度59分5.3秒          基点第35号 北緯37度49分0.5秒、東経140度58分15.4秒</p> <p>点イ 基点第29号から140度38分の線上、基点第29号から177.3メートルの点          点ロ 点イから245度の線上、点イから32メートルの点          点ハ 点ロから165度の線上、点ロから12メートルの点          点ニ 点ハから250度の線上、点ハから410メートルの点          点ヘ 基点第35号から107度38分の線上、基点第35号から106.75メートルの点          点ホ 基点第35号から82度08分の線上、点ヘから189メートルの点          点ヒ 北緯37度49分25.6秒、東経140度58分28.8秒          点ミ 北緯37度49分22.0秒、東経140度58分25.6秒          点シ 点ミから330度18分の線上、点ミから75メートルの点</p> <p>① 次の各点コ、テ、ア、サ、キ、ユ及びメを順次に結んだ6直線と、松川浦漁港防波堤（圍堤）と点ミ及びシを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>点コ 基点第29号から337度の線上、基点第29号から190メートルの点          点テ 点コから171度38分の線上、点コから95メートルの点          点ア 点テから138度08分の線上、点テから100メートルの点          点サ 点アから80度08分の線上、点アから190メートルの点          点キ 点サから32度08分の線上、点サから55メートルの点          点ユ 点キから51度38分の線上、点キから15メートルの点          点メ 点ユから29度38分の線上、点ユから30メートルの点          点ミ 北緯37度49分22.0秒、東経140度58分25.6秒          点シ 点ミから330度18分の線上、点ミから75メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種区画漁業 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで		
6 個別漁業権又は団体漁業権の別	団体漁業権		
7 関係地区	相馬市尾浜		
8 条件	<p>(1) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、4,500メートル以内とする。</p> <p>(2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。</p> <p>(3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 松川港口から通称東溝を経て磯部に至る幅20メートルの航路</li> <li>イ 松川港口から岩子に至る幅20メートルの航路</li> <li>ウ 松川港口から船溜外側を経て平前に至る幅20メートルの航路</li> </ul> <p>(4) (3)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。</p> <p>(5) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。</p>		
9 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 区画漁業権

1 公示番号	区第2号		
2 漁場の位置	相馬市和田地先		
3 漁場の区域	次の基点第29号と各点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ4直線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第29号 北緯37度49分14.4秒、東経140度58分9.6秒 点イ 基点第29号から140度38分の線上、基点第29号から177.3メートルの点 点ロ 点イから245度の線上、点イから32メートルの点 点ハ 点ロから165度の線上、点ロから12メートルの点 点ニ 点ハから250度の線上、点ハから410メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種区画漁業 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで		
6 個別漁業権又は 団体漁業権の別	団体漁業権		
7 関係地区	相馬市和田、本笑字西和田、原釜字札ノ沢及び尾浜字札ノ沢		
8 条件	(1) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、720メートル以内とする。 (2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。 (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 松川港船溜外側から和田地区通称平前に至る幅20メートルの航路 イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から高塚に至る幅9メートル以上の航路 (4) (3)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (5) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。		
9 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 区画漁業権

1 公示番号	区第3号		
2 漁場の位置	相馬市岩子地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第35号と各点へ、ホ及び基点第30号を順次に結んだ3直線と各点フ、リ、ヌ及びルを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から区第5号漁業権漁場の区域を除いた区域</p> <p>基点第30号 北緯37度49分1.6秒、東経140度59分5.3秒          基点第35号 北緯37度49分0.5秒、東経140度58分15.4秒          点へ 基点第35号から107度38分の線上、基点第35号から106.75メートルの点          点ホ 基点第35号から82度08分の線上、点へから189メートルの点          点フ 北緯37度48分3.0秒、東経140度58分6.7秒          点リ 点フから88度13分の線上、点フから1,120メートルの点          点ヌ 点ルから280度の線上、点ルから245メートルの点          点ル 北緯37度48分7.4秒、東経140度59分3.9秒</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種区画漁業 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで		
6 個別漁業権又は団体漁業権の別	団体漁業権		
7 関係地区	相馬市岩子		
8 条件	<p>(1) 東溝中州桟橋より南90メートル（50間）の位置を基点とし、その北面4.3ヘクタール（4町3反歩）を旧飯豊第一漁業協同組合員のうち岩子居住者の行使区域とする。</p> <p>(2) 残余の東溝の区域は、旧岩子漁業協同組合員の行使区域とする。</p> <p>(3) 清助島と鳥森のそれぞれの南端を結ぶ線を基線とし、それより以北の採苗区域は、旧岩子漁業協同組合員と旧飯豊第一漁業協同組合員岩子居住者との組合員の比率によって平等に行使すること。</p> <p>(4) 前項の基線より以南の区域7.5ヘクタール（7町5反歩）は、次の区分によって行使すること。</p> <p>ア 旧飯豊第一漁業協同組合員岩子居住者に対しては、4.3ヘクタール（4町3反歩）とする。</p> <p>イ 残余の3.2ヘクタール（3町2反歩）は、旧岩子漁業協同組合員が行使すること。</p> <p>(5) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。</p> <p>ア 地島西端付近から文字島を経て岩子船溜りに至る幅20メートルの航路</p> <p>イ 文字島から大字新田梅川河口に至る幅20メートルの航路</p> <p>ウ 地島西端付近から落堀、土橋、株釜を経て大州に至る幅4～9メートルの航路</p> <p>エ 地島東端付近から機械島西端、鳥森付近を経て大州に至る幅4メートル以上の航路</p> <p>オ 地島東端から中州東岸を経て磯部に至る幅20メートルの航路</p> <p>(6) (5)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。</p> <p>(7) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。</p>		
9 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 区画漁業権

1 公示番号	区第4号														
2 漁場の位置	相馬市新田及び柏崎地先														
3 漁場の区域	次の基点第31号と各点ト、チ、リ及びフを順次に結んだ4直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第31号 北緯37度46分49.3秒、東経140度58分39.7秒 点ト 基点第31号から355度35分の線上、基点第31号から1,910メートルの点 点チ 点トから115度10分の線上、点トから320メートルの点 点リ 点チから15度の線上、点チから546.5メートルの点 点フ 北緯37度48分3.0秒、東経140度58分6.7秒														
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 2px;">漁業の種類</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 2px;">漁業の名称</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 2px;">漁業時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 2px;">第1種区画漁業</td><td style="padding-top: 2px;">藻類養殖業</td><td style="padding-top: 2px;">1月1日から12月31日まで</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">同</td><td style="padding-top: 2px;">貝類垂下式養殖業</td><td style="padding-top: 2px;">同</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">第3種区画漁業</td><td style="padding-top: 2px;">貝類養殖業</td><td style="padding-top: 2px;">同</td></tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	同	貝類垂下式養殖業	同	第3種区画漁業	貝類養殖業	同		
漁業の種類	漁業の名称	漁業時期													
第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで													
同	貝類垂下式養殖業	同													
第3種区画漁業	貝類養殖業	同													
5 存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで														
6 個別漁業権又は団体漁業権の別	団体漁業権														
7 関係地区	相馬市新田、柏崎及び程田字大師前														
8 条件	(1) 漁場内におけるかき垂下式養殖連数は、7,200連以内とする。 ただし、一連に垂下し得る種苗付着盤の数は、10個以内とする。 (2) 漁場内においてかき垂下式養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。 (3) 区第3号と区第4号との境界線から南に325メートル、西岸沖出145メートルの総面積4.8ヘクタール(長谷地地内)は、旧新柏漁業協同組合員のうち従来の実績者の行使区域としなければならない。 (4) 点リと点リから点フの方向170メートルの点を結んだ線から南寄りに20メートルを隔てた平行線を一辺とし、その南側3ヘクタール(角兵衛地区)は、旧新柏漁業協同組合員のうち従来の実績者の行使区域としなければならない。 (5) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 新場前から新田梅川河口に至る幅20メートルの航路 イ 烏森付近を経て大州に至る幅4メートル以上の航路 ウ 長谷地地区入漁区には、堤防沿いに幅10メートルの航路 (6) (5)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (7) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。														
9 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。														

## 区画漁業権

1 公示番号	区第5号		
2 漁場の位置	相馬市岩子地先		
3 漁場の区域	次の基点第32号と各点ワ、カ、ヨ、タ、レ、ゾ、ツ、ネ、ナ、基点第33号と各点ラ、ム、ウ、エ、ノ、オ、ク、ヤ、マ及びケを順次に結んだ20直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第32号 北緯37度48分39.5秒、東経140度59分0.4秒 基点第33号 北緯37度48分35.3秒、東経140度58分37.2秒 点ワ 基点第32号から90度の線上、基点第32号から24メートルの点 点カ 基点第32号から6度55分の線上、基点第32号から430メートルの点 点ヨ 基点第32号から349度45分の線上、基点第32号から600メートルの点 点タ 基点第33号から13度50分の線上、基点第33号から714メートルの点 点レ 基点第33号から12度30分の線上、基点第33号から616メートルの点 点ソ 基点第33号から0度35分の線上、基点第33号から566メートルの点 点ツ 基点第33号から329度45分の線上、基点第33号から484メートルの点 点ネ 基点第33号から320度05分の線上、基点第33号から452メートルの点 点ナ 基点第33号から309度50分の線上、基点第33号から354メートルの点 点ラ 基点第33号から121度30分の線上、基点第33号から184メートルの点 点ム 基点第33号から159度15分の線上、基点第33号から156メートルの点 点ウ 基点第33号から265度55分の線上、基点第33号から126メートルの点 点エ 基点第33号から232度35分の線上、基点第33号から281メートルの点 点ノ 基点第33号から206度10分の線上、基点第33号から480メートルの点 点オ 基点第33号から190度10分の線上、基点第33号から421メートルの点 点ク 基点第33号から156度30分の線上、基点第33号から208メートルの点 点ヤ 基点第33号から132度50分の線上、基点第33号から242メートルの点 点マ 基点第33号から155度15分の線上、基点第33号から486メートルの点 点ケ 基点第33号から147度15分の線上、基点第33号から522メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種区画漁業 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで		
6 個別漁業権又は団体漁業権の別	団体漁業権		
7 関係地区	相馬市尾浜及び岩子		
8 条件	(1) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 地島東端付近から落堀、土橋、株釜を経て大州に至る幅4メートル以上の航路 イ 地島東端付近から機械島西端、鳥森付近を経て大州に至る幅4メートル以上の航路 (2) (1)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (3) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。		
9 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 区画漁業権

1 公示番号	区第6号		
2 漁場の位置	相馬市磯部地先		
3 漁場の区域	次の基点第31号と各点ト、チ、リ、ヌ及びルを順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第31号 北緯37度46分49.3秒、東経140度58分39.7秒 点ト 基点第31号から355度35分の線上、基点第31号から1,910メートルの点 点チ 点トから115度10分の線上、点トから320メートルの点 点リ 点チから15度の線上、点チから546.5メートルの点 点ヌ 点ルから280度の線上、点ルから245メートルの点 点ル 北緯37度48分7.4秒、東経140度59分3.9秒		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種区画漁業 同 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類垂下式養殖業 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで		
6 個別漁業権又は団体漁業権の別	団体漁業権		
7 関係地区	相馬市磯部		
8 条件	(1) 漁場内におけるかき垂下式養殖連数は、13,000連以内とする。 ただし、一連に垂下し得る種苗付着盤の数は、10個以内とする。 (2) 漁場内においてかき垂下式養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。 (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 松川港口から通称東溝を経て磯部に至る幅20メートルの航路 (4) (3)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (5) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。		
9 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第1号		
2 漁場の位置	いわき市勿来町関田、勿来町九面、錦町及び岩間町字岩下地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第1号、各点い、は、へ及び基点第3号の各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第1号 福島県、茨城県境鵜の子岬の標柱 点い 基点第1号から79度30分の線上、基点第1号から1,000メートルの点 点は 点いから13度47分24秒の線上、点いから2,270メートルの点</p> <p>基点第3号 北緯36度54分50秒、東経140度49分31秒の標柱(いわき市小浜竜宮岬西端の標柱)</p> <p>点へ 基点第3号から159度20分の線上、基点第3号から2,400メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 ほっつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市勿来町及び錦町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第2号		
2 漁場の位置	いわき市勿来町関田、勿来町九面、錦町及び岩間町字岩下地先		
3 漁場の区域	次の基点第1号、各点ろ、に及び基点第3号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 福島県、茨城県境鵜の子岬の標柱 点ろ 基点第1号から79度30分の線上、基点第1号から4,500メートルの点 基点第3号 北緯36度54分50秒、東経140度49分31秒の標柱（いわき市小浜竜宮岬西端の標柱） 点に 基点第3号から159度20分の線上、基点第3号から4,400メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市勿来町及び錦町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

**共同漁業権**

1 公示番号	共第3号		
2 漁場の位置	いわき市小浜町地先		
3 漁場の区域	次の基点第3号、各点へ、ち、り及び基点第4号の各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第3号 北緯36度54分50秒、東経140度49分31秒の標柱（いわき市小浜竜宮岬西端の標柱） 基点第4号 北緯36度55分0秒、東経140度51分0秒（いわき市鶴ヶ崎（旧植田町、旧泉町境）） 点へ 基点第3号から159度20分の線上、基点第3号から2,400メートルの点 点り 基点第4号から145度30分の線上、基点第4号から600メートルの点（傘磯） 点ち 点りから146度30分の線上、点りから1,200メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市小浜町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第4号		
2 漁場の位置	いわき市小浜町地先		
3 漁場の区域	次の基点第3号、各点に、と、り及び基点第4号の各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第3号 北緯36度54分50秒、東経140度49分31秒の標柱（いわき市小浜竜宮岬西端の標柱） 基点第4号 北緯36度55分0秒、東経140度51分0秒（いわき市鶴ヶ崎（旧植田町、旧泉町境）） 点に 基点第3号から159度20分の線上、基点第3号から4,400メートルの点 点り 基点第4号から145度30分の線上、基点第4号から600メートルの点（傘磯） 点と 点りから146度30分の線上、点りから2,700メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業 えび刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市小浜町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第5号		
2 漁場の位置	いわき市泉町下川地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第4号、各点り、ち、ニ、キ、カ、オ、エ、ウ、イ及びクを順次に結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第4号 北緯36度55分0秒、東経140度51分0秒（いわき市鶴ヶ崎（旧植田町、旧泉町境））</p> <p>点り 基点第4号から145度30分の線上、基点第4号から600メートルの点（傘磯）</p> <p>点ち 点りから146度30分の線上、点りから1,200メートルの点</p> <p>点二 点ナから133度の線上、点ナから980メートルの点</p> <p>点ナ 点トから223度の線上、点トから100メートルの点</p> <p>点ト いわき市泉町地内八崎突端</p> <p>点イ 点ウから210度の線上、点ウから74メートルの点</p> <p>点ウ 点エから300度の線上、点エから10メートルの点</p> <p>点エ 点オから210度の線上、点オから14メートルの点</p> <p>点オ 点カから120度の線上、点カから10メートルの点</p> <p>点カ 点キから210度の線上、点キから180メートルの点</p> <p>点キ 点ナから133度の線上、点ナから755メートルの点</p> <p>点ク 点イから313度の線上、点イから1377.1メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市小名浜及び泉町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第6号		
2 漁場の位置	いわき市泉町下川地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第4号、各点り、と、ヌ、キ、カ、オ、エ、ウ、イ及びクを順次に結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第4号 北緯36度55分0秒、東経140度51分0秒（いわき市鶴ヶ崎（旧植田町、旧泉町境））</p> <p>点り 基点第4号から145度30分の線上、基点第4号から600メートルの点（傘磯）</p> <p>点イ 点ウから210度の線上、点ウから74メートルの点</p> <p>点ウ 点エから300度の線上、点エから10メートルの点</p> <p>点エ 点オから210度の線上、点オから14メートルの点</p> <p>点オ 点カから120度の線上、点カから10メートルの点</p> <p>点カ 点キから210度の線上、点キから180メートルの点</p> <p>点キ 点ナから133度の線上、点ナから755メートルの点</p> <p>点ナ 点トから223度の線上、点トから100メートルの点</p> <p>点ト いわき市泉町地内八崎突端</p> <p>点ク 点イから313度の線上、点イから1377.1メートルの点</p> <p>点と 点りから146度30分の線上、点りから2,700メートルの点</p> <p>点ヌ 点ナから133度の線上、点ナから2,400メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市小名浜及び泉町		
7 条件	漁具を固定して行う漁業は、船舶の航行、公益を勘案して操業しなければならない。		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第7号		
2 漁場の位置	いわき市小名浜地先		
3 漁場の区域	次の各点ア、イ、ケ、ホ及びアを順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点第5号 いわき市泉町下川字大剣地内小名浜港大剣ふ頭東側先端部 点ア 基点第5号から139度29分の線上、基点第5号から1,872メートルの点 点イ 点アから70度の線上、点アから2,680メートルの点 点ケ 点イから160度の線上、点イから760メートルの点 点ホ 点アから198度の線上、点アから37メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	<b>漁業の種類</b> 第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同 同 同 同 第2種共同漁業 同 同 同	<b>漁業の名称</b> あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業 磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雜魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	<b>漁業時期</b> 1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市小名浜		
7 条件	漁具を固定して行う漁業は、船舶の航行、公益を勘案して操業しなければならない。		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第8号		
2 漁場の位置	いわき市江名、折戸、中之作、永崎及び小名浜下神白地先		
3 漁場の区域	<p>次の各点ヌ、ネ、エ、ウ、イ、ケ、る及び基点第8号を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第6号 いわき市小名浜、同市小名浜下神白境の標柱          基点第8号 北緯36度58分23秒、東経140度58分11秒（いわき市江名、同市平豊間境）</p> <p>点ヌ 基点第6号から173度22分の線上、基点第6号から652メートルの点          点ネ 点ヌから258度の線上、点ヌから205メートルの点          点エ 点ネから138度の線上、点ネから1,090メートルの点          点ウ 点エから173度の線上、点エから865メートルの点          点イ 点ウから250度の線上、点ウから653メートルの点          点ケ 点イから160度の線上、点イから760メートルの点          点る 基点第8号から131度45分の線上、基点第8号から3,000メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
	第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市江名、折戸、中之作、永崎及び小名浜下神白		
7 条件	漁具を固定して行う漁業は、船舶の航行、公益を勘案して操業しなければならない。		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権

1 公示番号	共第9号		
2 漁場の位置	いわき市平豊間及び平薄磯地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第8号、各点る、わ、よ及び基点第10号を順次に結んだ 4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第8号 北緯36度58分23秒、東経140度58分11秒（いわき市 江名、同市平豊間境）</p> <p>点る 基点第8号から131度45分の線上、基点第8号から3,000メー トルの点</p> <p>点わ 基点第9号から95度の線上、基点第9号から1,500メー トルの点</p> <p>基点第10号 北緯37度0分27秒、東経140度58分44秒（いわき市 平薄磯、同市平沼ノ内境）</p> <p>点よ 基点第10号から95度の線上、基点第10号から1,500メー トルの点</p> <p>基点第9号 北緯36度59分42秒、東経140度58分55秒（いわき市 平豊間塩屋埼灯台）</p>		
4 漁業の種類、漁業 の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 ほつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市平豊間及び平薄磯		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設 定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第10号		
2 漁場の位置	いわき市平豊間及び平薄磯地先		
3 漁場の区域	次の基点第8号、各点る、お、か及び基点第10号を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第8号 北緯36度58分23秒、東経140度58分11秒（いわき市江名、同市平豊間境） 点る 基点第8号から131度45分の線上、基点第8号から3,000メートルの点 点お 基点第9号から95度の線上、基点第9号から4,000メートルの点 基点第10号 北緯37度0分27秒、東経140度58分44秒（いわき市平薄磯、同市平沼ノ内境） 点か 基点第10号から95度の線上、基点第10号から3,000メートルの点 基点第9号 北緯36度59分42秒、東経140度58分55秒（いわき市平豊間塩屋崎灯台）		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業	かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市平豊間及び平薄磯		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第11号		
2 漁場の位置	いわき市平沼ノ内、平下高久、平藤間及び平下大越地先		
3 漁場の区域	次の基点第10号、各点よ、れ及び基点第11号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第10号 北緯37度0分27秒、東経140度58分44秒（いわき市平薄磯、同市平沼ノ内境） 点よ 基点第10号から95度の線上、基点第10号から1,500メートルの点 基点第11号 北緯37度3分24秒、東経140度58分21秒（夏井川磐城舞子橋中央点（旧夏井村、旧草野村境）） 点れ 基点第11号から105度の線上、基点第11号から1,500メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 ほっつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市平沼ノ内及び平神谷作		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第12号																	
2 漁場の位置	いわき市平沼ノ内、平下高久、平藤間及び平下大越地先																	
3 漁場の区域	次の基点第10号、各点か、た及び基点第11号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第10号 北緯37度0分27秒、東経140度58分44秒（いわき市平薄磯、同市平沼ノ内境） 基点第11号 北緯37度3分24秒、東経140度58分21秒（夏井川磐城舞子橋中央点（旧夏井村、旧草野村境）） 点か 基点第10号から95度の線上、基点第10号から3,000メートルの点 点た 基点第11号から105度の線上、基点第11号から3,000メートルの点																	
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 2px;">漁業の種類</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 2px;">漁業の名称</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 2px;">漁業時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 2px;">第2種共同漁業</td><td style="padding-top: 2px;">磯魚刺し網漁業</td><td style="padding-top: 2px;">1月1日から12月31日まで</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">同</td><td style="padding-top: 2px;">底魚刺し網漁業</td><td style="padding-top: 2px;">同</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">同</td><td style="padding-top: 2px;">雑魚刺し網漁業</td><td style="padding-top: 2px;">同</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">同</td><td style="padding-top: 2px;">かに刺し網漁業</td><td style="padding-top: 2px;">同</td></tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	同	底魚刺し網漁業	同	同	雑魚刺し網漁業	同	同	かに刺し網漁業	同		
漁業の種類	漁業の名称	漁業時期																
第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																
同	底魚刺し網漁業	同																
同	雑魚刺し網漁業	同																
同	かに刺し網漁業	同																
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで																	
6 関係地区	いわき市平沼ノ内及び平神谷作																	
7 条件	なし																	
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。																	

## 共同漁業権

1 公示番号	共第13号		
2 漁場の位置	いわき市四倉町、平下神谷及び平原高野地先		
3 漁場の区域	次の基点第11号、各点れ、つ及び基点第12号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第11号 北緯37度3分24秒、東経140度58分21秒（夏井川磐城舞子橋中央点（旧夏井村、旧草野村境）） 点れ 基点第11号から105度の線上、基点第11号から1,500メートルの点 基点第12号 北緯37度6分49秒、東経140度59分57秒（いわき市四倉町、同市久之浜町境） 点つ 基点第12号から94度30分の線上、基点第12号から2,000メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	同	うに漁業	同
	同	かき漁業	同
	同	いがい漁業	同
	同	こたまがい漁業	同
	同	ほっつき漁業	同
	同	わかめ漁業	同
	同	あらめ漁業	同
	同	のり漁業	同
	同	ひじき漁業	同
	同	まつも漁業	同
	同	えむし漁業	同
	同	こんぶ漁業	同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市四倉町及び久之浜町田之網字江之網		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

### 共同漁業権

1 公示番号	共第14号		
2 漁場の位置	いわき市四倉町、平下神谷及び平原高野地先		
3 漁場の区域	次の基点第11号、各点た、そ及び基点第12号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第11号 北緯37度3分24秒、東経140度58分21秒（夏井川磐城舞子橋中央点（旧夏井村、旧草野村境）） 基点第12号 北緯37度6分49秒、東経140度59分57秒（いわき市四倉町、同市久之浜町境） 点た 基点第11号から105度の線上、基点第11号から3,000メートルの点 点そ 基点第12号から94度30分の線上、基点第12号から5,000メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市四倉町及び久之浜町田之網字江之網		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第15号		
2 漁場の位置	いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡楢葉町地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第12号、各点つ、ね及び基点第15号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点へ、ト、チ、リ及びヌを順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに各点ル、オ、ワ及び基点第15号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第12号 北緯37度6分49秒、東経140度59分57秒（いわき市四倉町、同市久之浜町境）</p> <p>基点第15号 北緯37度18分59秒、東経141度1分32秒（双葉郡富岡町、同郡楢葉町境）</p> <p>点つ 基点第12号から94度30分の線上、基点第12号から2,000メートルの点</p> <p>点ね 基点第15号から90度の線上、基点第15号から2,000メートルの点</p> <p>点へ 北緯37度13分30秒、東経141度0分42秒の標柱（双葉郡広野町大字下北迫字東原73番1の標柱）</p> <p>点ト 点へから90度の線上、点へから1,550メートルの点</p> <p>点チ 点リから180度の線上、点リから400メートルの点</p> <p>点リ 点ヌから90度の線上、点ヌから2,350メートルの点</p> <p>点ヌ 北緯37度14分40秒、東経141度0分45秒の標柱（双葉郡楢葉町大字山田岡字シウ神山2番2の標柱）</p> <p>点ル 北緯37度17分56秒、東経141度1分25秒の標柱（双葉郡楢葉町大字波倉字原77番地の標柱）</p> <p>点オ 点ルから90度の線上、点ルから1,650メートルの点</p> <p>点ワ 基点第15号から90度の線上、基点第15号から1,600メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	同	うに漁業	同
	同	かき漁業	同
	同	いがい漁業	同
	同	こたまがい漁業	同
	同	ほっつき漁業	同
	同	わかめ漁業	同
	同	あらめ漁業	同
	同	のり漁業	同
	同	ひじき漁業	同
	同	まつも漁業	同
	同	えむし漁業	同
	同	こんぶ漁業	同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡楢葉町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第16号		
2 漁場の位置	いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡楢葉町地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第12号、各点そ、な及び基点第15号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点へ、ト、チ、リ及びヌを順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに各点ル、オ、ワ及び基点第15号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第12号 北緯37度6分49秒、東経140度59分57秒（いわき市四倉町、同市久之浜町境）</p> <p>基点第15号 北緯37度18分59秒、東経141度1分32秒（双葉郡富岡町、同郡楢葉町境）</p> <p>点そ 基点第12号から94度30分の線上、基点第12号から5,000メートルの点</p> <p>点な 基点第15号から90度の線上、基点第15号から6,160メートルの点</p> <p>点へ 北緯37度13分30秒、東経141度0分42秒の標柱（双葉郡広野町大字下北迫字東原73番1の標柱）</p> <p>点ト 点へから90度の線上、点へから1,550メートルの点</p> <p>点チ 点リから180度の線上、点リから400メートルの点</p> <p>点リ 点ヌから90度の線上、点ヌから2,350メートルの点</p> <p>点ヌ 北緯37度14分40秒、東経141度0分45秒の標柱（双葉郡楢葉町大字山田岡字シウ神山2番2の標柱）</p> <p>点ル 北緯37度17分56秒、東経141度1分25秒の標柱（双葉郡楢葉町大字波倉字原77番地の標柱）</p> <p>点オ 点ルから90度の線上、点ルから1,650メートルの点</p> <p>点ワ 基点第15号から90度の線上、基点第15号から1,600メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡楢葉町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第17号		
2 漁場の位置	双葉郡富岡町及び同郡大熊町地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第15号、各点ね、ら及び基点第16号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第16号、各点ハ、ロ及びイを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第15号、各点ワ、カ及びヨを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第15号 北緯37度18分59秒、東経141度1分32秒（双葉郡富岡町、同郡檜葉町境）</p> <p>基点第16号 北緯37度25分37秒、東経141度2分1秒の標柱（双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱）</p> <p>点ね 基点第15号から90度の線上、基点第15号から2,000メートルの点</p> <p>点ら 基点第16号から90度の線上、基点第16号から2,000メートルの点</p> <p>点イ 北緯37度24分37秒、東経141度2分0秒の標柱（双葉郡大熊町大字夫沢字北原95番地の標柱）</p> <p>点ロ 点イから90度の線上、点イから1,500メートルの点</p> <p>点ハ 基点第16号から90度の線上、基点第16号から1,500メートルの点</p> <p>点ワ 基点第15号から90度の線上、基点第15号から1,600メートルの点</p> <p>点カ 点ヨから90度の線上、点ヨから1,650メートルの点</p> <p>点ヨ 北緯37度19分43秒、東経141度1分33秒の標柱（双葉郡富岡町大字毛萱字北畑33番地の標柱）</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	双葉郡富岡町並びに同郡大熊町大字熊、大字小良浜、大字熊川及び大字小入野沢		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第18号		
2 漁場の位置	双葉郡富岡町及び同郡大熊町地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第15号、各点な、む及び基点第16号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第16号、各点ハ、ロ及びイを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第15号、各点ワ、カ及びヨを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第15号 北緯37度18分59秒、東経141度1分32秒（双葉郡富岡町、同郡檜葉町境）</p> <p>基点第16号 北緯37度25分37秒、東経141度2分1秒の標柱（双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱）</p> <p>点な 基点第15号から90度の線上、基点第15号から6,160メートルの点</p> <p>点む 基点第16号から90度の線上、基点第16号から7,400メートルの点</p> <p>点イ 北緯37度24分37秒、東経141度2分0秒の標柱（双葉郡大熊町大字夫沢字北原95番地の標柱）</p> <p>点ロ 点イから90度の線上、点イから1,500メートルの点</p> <p>点ハ 基点第16号から90度の線上、基点第16号から1,500メートルの点</p> <p>点ワ 基点第15号から90度の線上、基点第15号から1,600メートルの点</p> <p>点カ 点ヨから90度の線上、点ヨから1,650メートルの点</p> <p>点ヨ 北緯37度19分43秒、東経141度1分33秒の標柱（双葉郡富岡町大字毛萱字北畑33番地の標柱）</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業 えび刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	双葉郡富岡町並びに同郡大熊町大字熊、大字小良浜、大字熊川及び大字小入野沢		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第19号		
2 漁場の位置	双葉郡浪江町、同郡双葉町及び南相馬市小高区地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第16号、各点ら、う、お及び基点第18号を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第16号、各点ハ、ニ及びホを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第16号 北緯37度25分37秒、東経141度2分1秒の標柱（双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱）</p> <p>基点第17号 北緯37度30分49秒、東経141度2分3秒の標柱（南相馬市、双葉郡浪江町境の標柱）</p> <p>基点第18号 北緯37度34分30秒、東経141度1分32秒の標柱（南相馬市小高区、同市原町区境の標柱）</p> <p>点ら 基点第16号から90度の線上、基点第16号から2,000メートルの点</p> <p>点う 基点第17号から90度の線上、基点第17号から2,500メートルの点</p> <p>点お 基点第18号から90度の線上、基点第18号から2,500メートルの点</p> <p>点ハ 基点第16号から90度の線上、基点第16号から1,500メートルの点</p> <p>点ニ 点ホから90度の線上、点ホから1,500メートルの点</p> <p>点ホ 北緯37度26分28秒、東経141度2分6秒の標柱（双葉郡双葉町大字郡山字大原山63番地の標柱）</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	双葉郡浪江町大字請戸、大字中浜、大字棚塙及び大字幾世橋並びに同郡双葉町大字長塙並びに南相馬市小高区浦尻、塙原、村上及び角部内		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第20号		
2 漁場の位置	双葉郡浪江町及び同郡双葉町地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第16号、各点の、む及び基点第17号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第16号、各点ハ、ニ及びホを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第16号 北緯37度25分37秒、東経141度2分1秒の標柱（双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱）</p> <p>基点第17号 北緯37度30分49秒、東経141度2分3秒の標柱（南相馬市、双葉郡浪江町境の標柱）</p> <p>点む 基点第16号から90度の線上、基点第16号から7,400メートルの点</p> <p>点の 基点第17号から90度の線上、基点第17号から9,000メートルの点</p> <p>点ハ 基点第16号から90度の線上、基点第16号から1,500メートルの点</p> <p>点ニ 点ホから90度の線上、点ホから1,500メートルの点</p> <p>点ホ 北緯37度26分28秒、東経141度2分6秒の標柱（双葉郡双葉町大字郡山字大原山63番地の標柱）</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業 えび刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	双葉郡浪江町大字請戸、大字中浜、大字棚塙及び大字幾世橋並びに同郡双葉町大字長塙並びに南相馬市小高区浦尻、塙原、村上及び角部内		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第21号		
2 漁場の位置	南相馬市原町区及び同市鹿島区地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第18号、各点お、く、や、ま及び基点第21号を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトを順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第18号 北緯37度34分30秒、東経141度1分32秒の標柱（南相馬市小高区、同市原町区境の標柱）</p> <p>基点第21号 北緯37度43分19秒、東経141度0分40秒の標柱（相馬市、南相馬市境の標柱）</p> <p>点お 基点第18号から90度の線上、基点第18号から2,500メートルの点</p> <p>点く 点おから354度48分31秒の線上、点おから7,031メートルの点</p> <p>点や 基点第20号から90度の線上、基点第20号から2,000メートルの点</p> <p>(基点第20号 北緯37度40分15秒、東経141度0分52秒の標柱            (南相馬市原町区、同市鹿島区境の標柱) )</p> <p>点ま 基点第21号から90度の線上、基点第21号から2,500メートルの点</p> <p>点イ 基点第20号から359度55分02秒の線上、基点第20号から417メートルの点</p> <p>点ロ 点イから76度28分37秒の線上、点イから1,693メートルの点</p> <p>点ハ 点ロから138度58分37秒の線上、点ロから575メートルの点</p> <p>点ニ 点ハから183度27分09秒の線上、点ハから380メートルの点</p> <p>点ホ 点ニから166度58分26秒の線上、点ニから1,114メートルの点</p> <p>点ヘ 点ホから313度28分37秒の線上、点ホから213メートルの点</p> <p>点ト 点ヘから256度28分37秒の線上、点ヘから1,742メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	同	うに漁業	同
	同	こたまがい漁業	同
	同	ほっき漁業	同
	同	わかめ漁業	同
	同	あらめ漁業	同
	同	こんぶ漁業	同
	第2種共同漁業	さけ角網漁業	9月1日から11月15日まで
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	南相馬市原町区及び同市鹿島区		
7 条件	角網漁業については、隣接地区の定置網の設置、船舶の航行及び他種漁業との摩擦を勘案して設置することとし、南相馬市原町区萱浜又は同区零地先1カ統、同市鹿島区鳥崎地先1カ統、同区右田地先1カ統、同区海老地先2カ統とする。		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第22号		
2 漁場の位置	相馬市磯部及び蒲庭地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第21号、各点ま、け及び基点第23号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、①の区域を除いた区域</p> <p>基点第21号 北緯37度43分19秒、東経141度0分40秒の標柱（相馬市、南相馬市境の標柱）</p> <p>基点第23号 北緯37度47分23秒、東経140度59分10秒の標柱（相馬市旧磯部村と旧中村町との境から南の貝殻山の標柱）</p> <p>点ま 基点第21号から90度の線上、基点第21号から2,500メートルの点</p> <p>点け 基点第23号から90度の線上、基点第23号から4,500メートルの点</p> <p>① 次の各点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ4直線とによって囲まれた水面</p> <p>基点第22号 北緯37度46分1秒、東経140度59分28秒の標柱（相馬市磯部字大浜45の標柱）</p> <p>点イ 基点第22号から90度の線上、基点第22号から300メートルの点</p> <p>点ロ 基点第22号から90度の線上、基点第22号から1,300メートルの点</p> <p>点ハ 基点第22号から52度の線上、基点第22号から1,750メートルの点</p> <p>点ニ 基点第22号から19度の線上、基点第22号から1,100メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	相馬市磯部及び蒲庭		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

### 共同漁業権

1 公示番号	共第23号		
2 漁場の位置	相馬市磯部地先		
3 漁場の区域	次の基点第23号、各点け、ふ及び基点第24号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第23号 北緯37度47分23秒、東経140度59分10秒の標柱（相馬市旧磯部村と旧中村町との境から南の貝殻山の標柱） 基点第24号 北緯37度49分18秒、東経140度59分8秒（相馬市旧中村町、同市旧磯部村境） 点け 基点第23号から90度の線上、基点第23号から4,500メートルの点 点ふ 基点第24号から90度の線上、基点第24号から5,000メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種 共同漁業 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	相馬市		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に關し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第24号		
2 漁場の位置	相馬市原釜及び尾浜地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第24号、各点ふ、こ及び基点第26号を順次に結んだ3直線と各点ヒ、ミ及びシを順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点第26号を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第24号 北緯37度49分18秒、東経140度59分8秒（相馬市旧中村町、同市旧磯部村境）</p> <p>基点第26号 相馬市、相馬郡新地町境の標柱</p> <p>点ふ 基点第24号から90度の線上、基点第24号から5,000メートルの点</p> <p>点こ 基点第26号から90度の線上、基点第26号から7,000メートルの点</p> <p>点ヒ 北緯37度49分26秒、東経140度58分29秒（旧松川地内の通称別荘山南端と最大高潮時海岸線との接点）</p> <p>点ミ 北緯37度49分22秒、東経140度58分26秒（松川浦漁港防波堤（圍堤）突端）</p> <p>点シ 点ミから330度18分の線上、点ミから75メートルの点</p> <p>点イ 相馬市原釜字大津地内の標柱</p> <p>点ロ 点イから13度30分の線上、点イから69メートルの点</p> <p>点ハ 点ロから295度30分の線上、点ロから92メートルの点</p> <p>点ニ 点ハから351度30分の線上、点ハから153メートルの点</p> <p>点ホ 点ニから8度30分の線上、点ニから103メートルの点</p> <p>点ヘ 点ホから6度の線上、点ホから399メートルの点</p> <p>点ト 基点第26号から90度の線上、基点第26号から1,120メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	相馬市原釜、尾浜及び新沼		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第25号		
2 漁場の位置	相馬郡新地町駒ヶ嶺地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第26号、各点こ、え及び基点第27号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第26号、各点ト、チ、リ、ル、オ、ワ及び基点第27号を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第26号 相馬市、相馬郡新地町境</p> <p>基点第27号 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村、同町旧新地村境の標柱</p> <p>点こ 基点第26号から90度の線上、基点第26号から7,000メートルの点</p> <p>点え 基点第27号から90度の線上、基点第27号から5,500メートルの点</p> <p>点ト 基点第26号から90度の線上、基点第26号から1,120メートルの点</p> <p>点チ 点トから8度の線上、点トから23メートルの点</p> <p>点リ 点チから33度30分の線上、点チから573メートルの点</p> <p>点ル 点リから86度の線上、点リから540メートルの点</p> <p>点オ 点ルから76度の線上、点ルから76メートルの点</p> <p>点ワ 点オから345度の線上、点オから385メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	相馬市原釜、尾浜及び新沼並びに相馬郡新地町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	方位は、全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第26号		
2 漁場の位置	相馬郡新地町今泉、大戸浜、谷地小屋及び大字坪木崎地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第27号、各点え、て及び基点第28号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第27号、各点ワ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ゾ、タ及びツを順次に結んだ12直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第27号 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村、同町旧新地村境          基点第28号 福島県と宮城県との境界標柱</p> <p>点え 基点第27号から90度の線上、基点第27号から5,500メートルの点          点て 基点第28号から90度の線上、基点第28号から7,000メートルの点          点ワ 点カから165度の線上、点カから825メートルの点          (点ヨ 基点第27号から68度の線上、基点第27号から2,070メートルの点)          点カ 点ヨから76度の線上、点ヨから76メートルの点          点ク 点カから76度の線上、点カから109メートルの点          点ケ 点クから19度20分の線上、点クから590メートルの点          点コ 点ケから18度50分の線上、点ケから450メートルの点          点サ 点コから20度の線上、点コから661メートルの点          点シ 点サから346度40分の線上、点サから1,027メートルの点          点ス 点シから199度40分の線上、点シから1,260メートルの点          (点ヨから3度50分の線上、点ヨから146メートルの点)          点セ 点スから254度40分の線上、点スから1,916メートルの点          点ゾ 点セから190度10分の線上、点セから336メートルの点          点タ 点ゾから199度の線上、点ゾから352メートルの点          点ツ 点タから206度40分の線上、点タから370メートルの点          (基点第27号から347度30分の線上、基点第27号から680メートルの点)</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	相馬郡新地町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	方位は、全て真方位による。		

## 共同漁業権

1 公示番号	共第27号
2 漁場の位置	相馬市、南相馬市及び相馬郡新地町地先
3 漁場の区域	<p>次の基点第17号、各点の、あ及び基点第28号を順次に結んだ3直線と各点ヒ、ミ及びヌを順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ル、オ、ワ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ゾ、タ及びツを順次に結んだ22直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに各点①、②、③、④、⑤及び⑥を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第17号 北緯37度30分49秒、東経141度2分3秒の標柱（南相馬市、双葉郡浪江町境の標柱）</p> <p>基点第28号 福島県と宮城県との境界標柱</p> <p>点の 基点第17号から90度の線上、基点第17号から9,000メートルの点</p> <p>点あ 基点第28号から90度の線上、基点第28号から16,000メートルの点</p> <p>点ヒ 北緯37度49分26秒、東経140度58分29秒（旧松川地内の通称別荘山南端と最大高潮時海岸線との接点）</p> <p>点ミ 北緯37度49分22秒、東経140度58分26秒（松川浦漁港防波堤（囲堤）突端）</p> <p>点ヌ 点ミから330度18分の線上、点ミから75メートルの点</p> <p>点イ 相馬市原釜字大津地内の標柱</p> <p>点ロ 点イから13度30分の線上、点イから69メートルの点</p> <p>点ハ 点ロから295度30分の線上、点ロから92メートルの点</p> <p>点ニ 点ハから351度30分の線上、点ハから153メートルの点</p> <p>点ホ 点ニから8度30分の線上、点ニから103メートルの点</p> <p>点ヘ 点ホから6度の線上、点ホから399メートルの点</p> <p>点ト 点ヘから8度30分の線上、点ヘから170メートルの点 (基点第26号から90度の線上、基点第26号から1,120メートルの点)</p> <p>(基点第26号 相馬市、相馬郡新地町境)</p> <p>点チ 点トから8度の線上、点トから23メートルの点</p> <p>点リ 点チから33度30分の線上、点チから573メートルの点</p> <p>点ル 点リから86度の線上、点リから540メートルの点</p> <p>点オ 点ルから76度の線上、点ルから76メートルの点</p> <p>点ワ 点オから345度の線上、点オから385メートルの点</p> <p>点カ 点ワから345度の線上、点ワから825メートルの点</p> <p>点ク 点ヨから76度の線上、点ヨから185メートルの点（点カから76度の線上、点カから109メートルの点）</p> <p>(点ヨ 基点第27号から68度の線上、基点第27号から2,070メートルの点)</p> <p>(基点第27号 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村、同町旧新地村境の標柱)</p> <p>点ケ 点クから19度20分の線上、点クから590メートルの点</p> <p>点コ 点ケから18度50分の線上、点ケから450メートルの点</p> <p>点サ 点コから20度の線上、点コから661メートルの点</p> <p>点シ 点サから346度40分の線上、点サから1,027メートルの点</p> <p>点ス 点シから199度40分の線上、点シから1,260メートルの点 (点ヨから3度50分の線上、点ヨから1,461メートルの点)</p> <p>点セ 点スから254度40分の線上、点スから1,916メートルの点</p> <p>点ソ 点セから190度10分の線上、点セから366メートルの点</p> <p>点タ 点ソから199度の線上、点ソから352メートルの点</p> <p>点ツ 点タから206度40分の線上、点タから370メートルの点</p>

	<p>(基点第27号から347度30分の線上、基点第27号から680メートルの点)</p> <p>点① 基点第20号から359度55分02秒の線上、基点第20号から417メートルの点 (基点第20号 北緯37度40分15秒、東経141度0分52秒の標柱 (南相馬市原町区、同市鹿島区境の標柱) )</p> <p>点② 点①から76度28分37秒の線上、点①から1,693メートルの点</p> <p>点③ 点②から138度58分37秒の線上、点②から2,040メートルの点</p> <p>点④ 点③から163度10分31秒の線上、点③から535メートルの点</p> <p>点⑤ 点④から223度28分37秒の線上、点④から500メートルの点</p> <p>点⑥ 点⑤から313度28分37秒の線上、点⑤から963メートルの点</p> <p>点⑦ 点⑥から256度28分37秒の線上、点⑥から1,742メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
			1月1日から12月31日まで
同	磯魚刺し網漁業	同	同
同	底魚刺し網漁業	同	同
同	雑魚刺し網漁業	同	同
同	かに刺し網漁業	同	同
同	えび刺し網漁業	同	同
同	いわし・さば		1月1日から11月15日まで
小型定置漁業			
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	相馬市、南相馬市、相馬郡新地町、双葉郡浪江町及び同郡双葉町		
7 条件	<p>(1) 小型定置漁業については、隣接地区の定置網の設置、船舶の航行・停泊・けい留及び他種漁業との摩擦を勘案して設置しなければならない。</p> <p>(2) 設置位置は磯部地先1カ統とし、港湾法(昭和25年法律第218号)第12条第5項の規定により公示された水域施設を除いた区域に設置しなければならない。</p> <p>(3) 操業者は磯部地先については旧磯部漁業協同組合員である者に限る。</p>		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		